

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三

初期
利子

平成十五年十二月二十日を
期とし、次の算式により
た金額を支払う。ただし、
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。
下、次号及び第十五号におい
て規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
償還
金額

平成二十年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支払
場所

日本銀行

十七

払込
期日

平成十五年八月二十五日